オンライン申請ができます！
≪就学援助費制度　入学前支給・新入学学用品費について≫

令和７年１０月

市では、公立小学校または中学校に在学する児童・生徒の保護者（東大和市在住の方）で、経済的な困難を抱えている場合に、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助する就学援助費制度を実施しています。

今回のご案内は、就学援助費の支給費目のうち、入学前支給・新入学学用品費に関するものです。
支給を希望する方は、下記及び裏面のご案内をご覧いただき、申請手続きをお願いいたします。

○生活保護を受けている方は、入学前支給・新入学学用品費の支給対象になりません。
○新入学学用品費は、一人の児童・生徒に対し、入学前または入学後のどちらか１回支給します（入学前の負担軽減のため、入学前支給の申請を推奨します。他の区市町村から支給されている場合は、支給されません。）。
○このご案内は、次年度の新小学１年生の保護者を支給対象としています。
○現在、次年度の新小学１年生の兄姉が就学援助費を受給されている方も、申請が必要です。ただし、この場合の添付書類は必要ありません。
○審査には、裏面 **4** のとおり、収入制限があります。令和６年１月～令和６年 12 月中の世帯全員の収入を合算して判定します。
○他の就学援助費は、毎年４月から受付いたします。今回の申請は、入学前支給・新入学学用品費に限定されていますので、学用品費や学校給食費などの就学援助費の受給を希望される方は、あらためて４月以降に申請してください。また、今回の申請で否認定となった方も、４月以降は別の年度（令和７年 １ 月～12 月中の収入額）で審査しますので、再度の申請ができます。

東大和市就学援助費支給要綱は、ホームページ及び教育総務課の窓口で公表しています。
就学援助費制度は、個人番号（以下「マイナンバー」）を利用する制度です。マイナンバーの利用により、児童扶養手当を受給している方については、原則、添付書類の提出が必要なくなります。マイナンバーの収集の際には、法律に基づき本人確認を実施します。本人確認の方法については、市公式ホームページをご覧ください。

1. 就学援助支給費目と支給額（予定）

支給費目	支給予定金額	支給予定時期
入学前支給・ 新入学学用品費	新小学１年生（年長の幼児）　57,060 円	２月上旬

2. 就学援助費　入学前支給・新入学学用品費の支給対象となる方
（１）前年中の世帯全員の収入合計額が教育委員会で定める認定基準額以下の方（ 裏面 **4** 参照）
（２）児童扶養手当（ひとり親家庭の手当）を受給している方
（３）市町村民税の減免を受けている者　等

3. 審査結果等について
（１）審査結果は、後日通知いたします。
（２）**認定後、課税情報の確認等により他に基準額を超える収入があったことが判明した場合は、認定を取消し、支給済みの入学前支給・新入学学用品費を返還していただきます。**

4. 認定基準額について　　**～総所得額ではなく、総収入額で審査します～**

（１）認定基準額は、家族の年齢、人数、家賃など世帯状況によって異なります。
（２）自営業者等の事業所得等は、国税庁が作成した簡易給与所得表により、収入に換算して審査します。
（３）参考例　令和７年度は、下記の金額以下の方が認定になります。あくまでも目安です。なお、審査は世帯ごとに行います。
※借家の場合の家賃月額は、限度額（３～５人家族で、69,800 円）として計算しています。
※実際の家賃月額が 69,800 円未満の場合は、下記より低い認定基準額となります。
※2 人家族や６人以上の家族は、別の限度額で家賃を計算します。

≪ **令和6年度　認定基準額　参考･目安** ≫

家族の人数	家族構成【例】　※カッコ内は年齢です	年間総収入 【借家】	年間総収入 【持家】
２人	父又は母（40）、子（５）	3,238,715 円	2,389,115 円
３人	父（40）、母（４０）、子（５）	4,049,831 円	3,121,631 円
３人	父又は母（40）、子（９）、子（５）	4,249,935 円	3,215,099 円
４人	父（40）、母（40）、子（９）、子（５）	4,870,763 円	3,803,243 円
５人	父（40）、母（40）、子（14）、子（９）、子（５）	5,539,991 円	4,611,191 円

5. 入学前支給・新入学学用品費の申請について　　＜申請はこちらから＞

（１）オンライン申請を希望される方は、１０月１７日（金）より市公式ホームページまたは QR コードから申請してください。申請は、**12月26日(金)午後5時まで** です。
（２）対象児童が２名以上の場合でも、まとめて１回で申請してください。

6. 添付書類　　※〇は必要な書類、×は不要な書類

	令和７年１月１日時点の住所地		児童扶養手当 受給中	就学援助を 兄姉が受給中
	東大和市	東大和市以外		
保護者の預金通帳（認定になった場合の振込先確認用）	〇	〇	〇	×
収入等を証明できる書類※1	×	〇	×	×
家賃の金額を証明できる書類※2（借家にお住まいの方のみ）	〇	〇	×	×

※１　令和６年１月～令和６年１２月中の家族全員の収入等を証明できる書類
①同一生計世帯全員（父・母・祖父母・おじおば・兄姉等）の令和６年１月から令和６年１２月中の収入を証明できる書類（源泉徴収票、所得税確定申告書控、年金証書等）が必要です。
②別居していても生計を同一にしている親族がいる場合（単身赴任等の場合）は、その親族の収入を証明できる書類が必要です。
③税法上の扶養親族になっている方も、収入があれば合算しますので、添付してください。（例／主婦や学生のパート・アルバイト・内職等の収入証明）
④申請内容により、現在の収入状況等を証明できるものが必要となる場合があります。
※２　賃貸借契約書、通帳（支払記録の印字）、家賃の月額通知書、公社・東京都都市整備局が発行している家賃額が明記してあるものまたは金融機関の振込控え（ATM・窓口）のいずれか。
＊提出がない場合は、家賃の金額を考慮せずに審査いたします。

7. 窓口での紙申請について

（１）紙での申請を希望される方は、上記（**6.** 添付書類）をご持参いただき、教育総務課窓口までお越しください。申請は、**12月26日(金)午後5時まで**です。
（２）受付は、平日の午前８時３０分～午後５時まで、教育総務課（市役所５階５番窓口）で行っています。

【問合せ先】　東大和市教育委員会　教育部　教育総務課　学務係
市役所５階５番窓口　　☎ 042－563－2111（内線 1521・1522）